

京都市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年5月1日

京都市人事委員会
委員長 彦惣 弘

人事委員会規則第1号

京都市職員任用規則の一部を改正する規則

京都市職員任用規則の一部を次のように改正する。

別表第2 1中「一般職」の右に「(学校事務職を除く。)」を加え、同表に次のように加える。

3 学校事務職

事務長

学校運営主査

別表第3 1中「消防職」の右に「及び学校事務職」を加え、同表1係長の項中「人事委員会が」を「別に」に改め、同表に次のように加える。

3 学校事務職の基準

標準的な職	資格基準
学校運営主査	(1) 係長能力認定試験合格者 (2) 別に定める職に在職している者
事務長	別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)